



運輸省公共事業における再評価の実施について（通知）

技術基準の種類：例規
通知日：平成10年4月20日

港 号 外
平成10年4月20日

倉吉土木事務所長
米子土木事務所長
鳥取港湾事務所長 } 様

港 湾 課 長
(公 印 省 略)

運輸省公共事業における再評価の実施について（通知）

このことについて、別紙のとおり運輸省大臣官房会計課から通知がありました。
ついては、今後の業務を適正に処理してください。

事 務 連 絡
平成10年4月10日

運輸関係公共事業担当官 殿

運輸省大臣官房会計課

運輸関係公共事業における再評価の実施について

標記について、以下の文書を送付します。なお、各事業毎の細目については、別途事業所管部局から通知があることとなっていますので、再評価の実施に当たっては、当該通知を踏まえ、事業所管部局と緊密に連携を図っていただくようよろしくお願いします。

また、各道府県の管轄内に別に港湾管理者が設立されている場合は、各道府県の港湾整備担当部局から周知方併せてお願いします。

- 1・運輸関係公共事業における再評価の実施について（要請）
- 2・再評価実施フロー・再評価手続フロー
- 3・公共事業の再評価システムについて（3月27日閣僚懇談会資料）

問い合わせ先
会計課予算班
海谷（かいや）
栗原
03-3580-5107

官 会 第 1027 号
平成10年4月10日

鳥取県土木部長 殿

運輸省大臣官房会計課長

運輸関係公共事業における再評価の実施について（要請）

平成9年12月5日の内閣総理大臣から公共事業関係大臣への公共事業における再評価システムの導入に関する指示を踏まえ、運輸省に設置した運輸関係公共事業再評価検討委員会において別添のと

おり運輸関係公共事業再評価実施要領を決定したので、貴職におかれても、その趣旨を了知の上、当該実施要領を参考に評価体制及び評価手法の整備を図ることにより、運輸省における国庫補助等の継続の必要性の有無の判断が円滑に行うことができるよう協力方よりお願いしたい。

3月27日閣僚懇談会終了後解禁

平成10年3月26日

運輸省大臣官房会計課

土屋（5312）・海谷（5328）

運輸関係公共事業における再評価システムの導入について

昨年12月5日の閣僚会合において総理大臣からの指示のあった公共事業における再評価システムの導入については、12月17に事務次官を座長とする「運輸関係公共事業再評価検討委員会」の設置を省議決定し、関係省庁との連携を考慮しつつ、検討を進めてきたところ。

このたび、関係各省庁において再評価システムの案がまとまったため、27日の関係懇談会において関係閣僚から別紙1により総理大臣に報告を行う。

運輸省としては、これまで、社会経済情勢等の変化等に沿って、必要に応じ事業の見直しを行い、真に必要な事業を推進しており、平成10年度予算案においても、地方港湾18港について事業を休止することとしているが、今回の再評価システムの導入により、これまでの取り組みを一定のルールのもとに実施することになり、公共事業の透明性や信頼性の向上が図られることとなった。

今後は、平成11年度予算の概算要求に向けて再評価の作業をすすめ、その結果を概算要求に反映させていくこととし、平成9年度から実施している事業採択段階での費用対効果分析の的確な実施等と相まって、効率的・効果的で国民に信頼される公共事業の実施に向けてより一層努力していく方針である。

○ 運輸関係公共事業の再評価システムの内容のポイント

（詳細は別紙2のフロー図及び別紙3の実施要領を参照）

- 事業採択後一定期間を経過して未着工又は継続中の事業のすべてを対象にして実施する。
- 結果等については概要の公表を行う。
- 実施に当たっては、学識経験者等第三者の意見を聞く仕組みを設ける。
- 事業実施主体、省内関係部局等の関係者が段階を追ってチェックする仕組みを設ける。
- 中間評価や経済社会情勢の急激な変化、技術革新等に応じ再評価を実施する仕組みを導入する。

別紙1

公共事業の再評価システムについて

北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁、農林水産省、運輸省、建設省の6省庁は、平成9年12月5日の内閣総理大臣の指声を受け、事業採択後一定期間を超えた公共事業について再評価を実施し、その結果に基づき必要な見直しを行うほか、継続が適当と認められない場合は休止又は中止とする新たな「再評価システム」を導入することとする。

1. 再評価システムの対象となる事業の範囲

各省庁所管の全ての公共事業を対象とする。

国の直轄事業

公団等、地方公共団体、民間事業者等が実施する事業のうち国からの出資、補助等が行われる事業

2. 再評価を実施する事業

以下のいずれかに該当する事業について再評価を実施するものとする。

事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業

事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業

なお、一定期間は、事業特性に応じて5年間から10年間とする。

社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業

3. 再評価の実施に当たっての視点

再評価の実施は、以下の視点から行うものとする。

事業の進捗状況がどうか

事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化があるかどうか

コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性の検討

4. 客観性、透明性を確保する方策

- (1) 第三者からの意見の聴取
評価実施主体が行う再評価の実施に当たって、学識経験者等の第三者の意見を聴取する仕組みを導入する。
- (2) 再評価の結果等の公表
再評価の結果、手続き等を積極的に公表する。

5. その他

各省庁は、所管事業の特性に応じて、上記事項以外に必要となる事項を定めるものとする。

別 紙 2

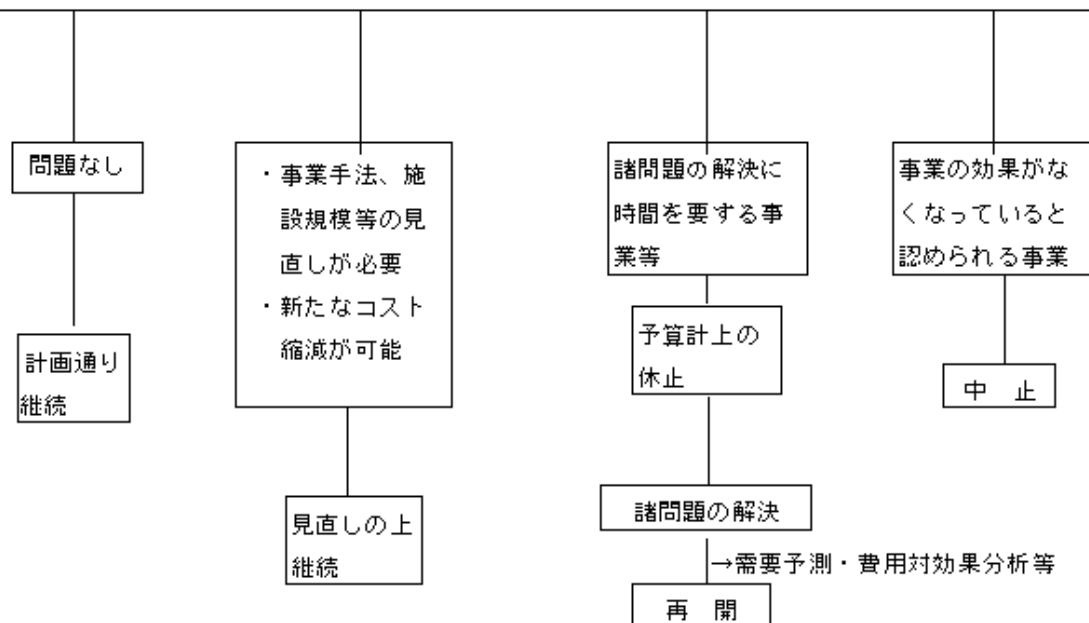
再評価実施フロー

○対象事業

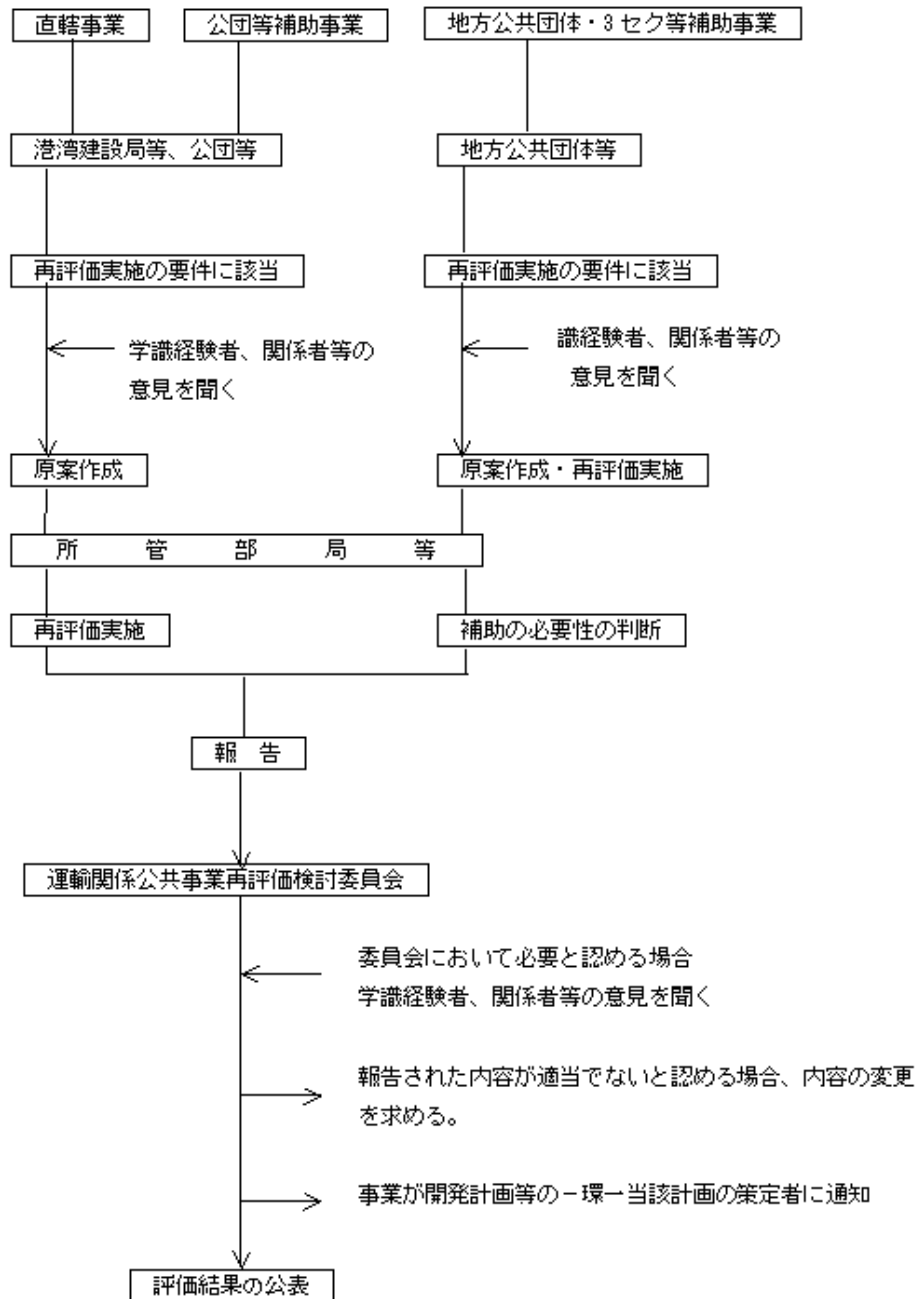
- ・ 事業採択から5年を経過した時点で未着工の事業
- ・ 事業採択から一定期間を経過した時点（予定事業実施期間が5年以内のものは5年、5年を超えるものは10年を経過した時点）で継続中の事業
- 〔 予定事業実施期間が5年を超える事業について、経済社会情勢全体の動向、事業の進捗状況等を踏まえ再評価を実施することが適当かどうか中間評価を行い、必要と判断される場合には対象とする。〕
- ・ 再評価の実施後さらに5年経過した時点で未着工又は継続中の事業
- ・ その他社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により見直しの必要が生じた事業

○評価の視点及び内容

- ・ 事業をめぐる経済社会情勢等の変化（需要動向、コスト、技術革新等）を踏まえた再評価→著しい変化がある場合には費用対効果分析等による投資効果の再検証
- ・ 事業の進捗状況（実施のめど、供用のめどの有無）等を踏まえた再評価
- ・ 代替案等（事業手法、施設規模の見直し等）の実施可能性の検討
- ・ 新たなコスト削減の可能性の検討



再評価手続フロー



別 紙 3

運輸関係公共事業の再評価実施要領

平成10年3月27日
運輸関係公共事業再評
価検討委員会 決定

平成9年12月5日の関係閣僚会合での公共事業の再評価システムの導入に関する総理からの指示（発言要旨：別添）を踏まえ、運輸関係公共事業について、以下の内容を基本として再評価を実施するものとする。

第1 対象事業

再評価の対象となる公共事業は、以下の各項に該当する運輸省関係の直轄事業又は補助事業等（国庫からの補助、出資又は貸付（以下「国庫補助等」という。）に係る事業をいう。以下同じ。）とする。

(1) 事業採択から 5 年を経過した時点で未着工の事業

(2) (1) 以外の事業であって、事業採択から一定期間を経過した時点で継続中のもの。この場合において、「一定期間」とは、事業採択時における予定事業実施期間が 5 年以内の事業にあっては 5 年、事業採択時における予定事業実施期間が 5 年を超える事業にあっては 10 年とする。
事業採択時における予定事業実施期間が 5 年を超える事業については、事業採択から 5 年を経過した時点で、運輸省の各公共事業を所管する本省内部部局又は外局（以下「所管部局等」という。）の長が、経済社会情勢全般の動向、事業の進捗状況等を踏まえ再評価を実施することが適当かどうかについて予備的な検討（以下「中間評価」という。）を行い、その結果必要と判断される場合には、にかかわらず、再評価の対象とするものとする。

(3) 再評価の実施後さらに 5 年経過した時点で未着工又は継続中の事業

(4) その他経済社会情勢の急激な変化、技術革新等により見直しの必要が生じた事業。この場合において、見直しの必要が生じているかどうかの判断は、所管部局等の長が行うこととする。ただし、運輸関係公共事業再評価検討委員会（以下「委員会」という。）は、必要があると認めるときは、所管部局等の長に対して別途見直しを指示することができるものとする。

第2 再評価に係る作業の実施手続

(1) 第 1 に掲げる事業について、事業実施主体の性格に応じ、以下の各号により、再評価に係る作業を実施するものとする。

事業実施主体が国である場合にあっては、原則として、事業を実施する地方支分部局が再評価の原案を作成し、所管部局等が、当該原案を踏まえ再評価を実施する。

事業実施主体が公団等の特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「公団等」という。）である場合にあっては、公団等が再評価の原案を作成し、所管部局等が、当該原案を踏まえ再評価を実施する。

事業実施主体が地方公共団体である場合にあっては、地方公共団体が再評価を実施するものとする。
所管部局等は、当該再評価を踏まえ、地方公共団体と十分調整の上、国庫補助等の継続の必要性の有無を判断する。

事業実施主体が国、公団等及び地方公共団体以外の者（以下「民間事業者等」という。）である場合にあっては、民間事業者等が再評価を実施するものとする。
所管部局等は、当該再評価を踏まえ国庫補助等の継続の必要性の有無を判断する

(2) 再評価の実施に当たっては、以下の各号に掲げる手続を経るものとする。

原則として、原案作成段階で、学識経験者、関係地方公共団体その他の関係者等の意見を聞くこととする。

上位計画等関連する開発計画等の一環として行われる事業の再評価については、当該開発計画等の主務官庁等に再評価の結果を通知するものとする。

再評価の結果（中間評価の結果を含む。）及び国庫補助等の必要性の判断の結果については、所管部局等の長から委員会に報告する。この場合において、委員会は、報告された内容が適当でないとき、必要であると認めるときは、所管部局等の長に対して内容の変更を求めることができるものとし、また、必要があると認めるときは、学識経験者、関係者等の意見を聞くことができるものとする。

第3 再評価の視点及び内容

再評価の視点及び内容は、以下の各項に掲げるとおりとする。

(1) 採択後に事業をめぐる経済社会情勢等の変化を踏まえた再評価
事業採択の際の判断の前提となっている需要や建設コストの変化等事業をめぐる経済社会情勢の変化、技術革新の動向等について検証することとする。
この場合において、需要動向、建設コスト、技術革新等事業をめぐる経済社会情勢等に著しい変化があり投資効果に大きな影響を及ぼす可能性があるときは、費用対効果分析等による再検証を行うこととする。

(2) 採択後の事業の進捗状況等を踏まえた再評価
事業についての実施のめど、供用のめど等について検証することとする。

(3) 代替案等の実現可能性の検討
(1) 又は (2) による再評価の結果問題があると認められる場合にあっては、事業手法、施設規模等の見直しによる問題点の解決の可能性について検討するものとする。

- (４)新たなコスト縮減の可能性の検討
以上のほか、技術の進展に対応した新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性について検討することとする。

第４ 再評価の結果に基づく対応

所管部局等の長は、再評価の結果に問題があると認められる事業については、以下の各項に掲げる措置を講じることとする。

- (１)事業手法、施設規模等の見直しが必要と認められる事業又は新たなコスト縮減が可能と認められる事業については、事業手法、施設規模、コスト等の見直しを実施した上で継続する。
- (２)諸問題の解決に時間を要すると認められる事業等については、予算の計上を休止する。
予算の計上を休止した事業の再開については、再度、需要予測、費用対効果分析等を実施した上で判断するものとする。
- (３)経済社会情勢の急激な変化等のため需要が当初の見込みと大幅に乖離した等の事情により、事業の効果がなくなっていると認められる事業については、事業（補助事業等にあつては国庫補助等）を中止する。

第５ 再評価の結果等の公表

再評価の結果（中間評価の結果を含む。）及びこれに基づく対応については、原則として、毎年度の概算要求の時点までに、以下の各項に掲げる事項について一括して公表を行うものとする。

- (１)再評価の対象とした事業名
- (２)(１)の事業のうち事業手法、施設規模等の見直し、休止又は中止（以下「見直し等」という。）の措置を講じることとしたものに関する事項

事業名及び事業の概要

見直し等の措置の概要

見直し等に至った理由

- (３)中間評価の対象とした事業名及び中間評価の結果の概要

第６ その他

所管部局等の長は、本要領に基づき、所管する事業の再評価についての実施要領の細目を定めるものとする。

第７ 施行期日

本要領は、平成10年４月１日から施行する。

(別添)

「物流効率化による経済構造改革特別枠」に関する関係閣僚会合総理発言要旨
(平成９年12月５日)(抄)

(略)

また、公共事業の透明性の問題についてこの機会に一言申し上げます。

公共事業については、効率的な執行及び透明性の確保も重要な課題であります。この点について、大蔵大臣とも相談した結果、今回新たに公共事業の「再評価システム」を導入することと致したいと思ひます。

具体的には、事業実施段階において、事業採択後一定期間経過後で未着工の事業や長期にわたる事業等を対象に再評価を行い、その結果に基づき必要な見直しを行うほか、継続が適当と認められない場合は休止又は中止とする新たな「再評価システム」を公共事業全体に導入することと致します。

なお、十年度予算編成においても、この趣旨を踏まえ、不要不急の事業については中止又は休止とするなど、事業の見直しを徹底することとします。

(略)

以上の点につき、各閣僚において特段の尽力をお願い致します。